

ケアハウス星利用料金表

ケアハウスというサービスは「老人福祉法」により規定されているサービスです。ご利用料金の中で「サービス提供費」に当たる部分についてはその方の収入に応じて費用負担が変わります。

利用料金 A	+	利用料金 B	+	利用料金 C	+	利用料金 D	=	お支払い額
--------	---	--------	---	--------	---	--------	---	-------

利用料金 A（生活費）（国で定めた料金です）

生活費	54,124円
-----	---------

※生活費は食事材料費とその他生活に関わる共有部分の雑費を含みます。

食事材料費は8日前の14:00までに申し出いただくと次の金額を減額します。

朝食：300円 昼食300円 夕食400円

利用料金 B（管理費）

入所時に一括して一部頂く入所一時金としての部分と、毎月分割していただく部分があります。

入所する前に100万円・200万円を一時金として頂きます。（20年間で償却させていただきます。）

管理費（一時入所金として100万円をお支払いいただいた場合）	18,200円
管理費（一時入所金として200万円をお支払いいただいた場合）	13,300円

入所される日までに指定の銀行口座へ振込みをいただきます。

利用料金 C（サービス提供費）

（国で定めた料金です。国からの通知により変更される場合があります。）

階級	収入認定額	サービス提供費支払額
1階級	1,500,000円以下	10,000円
2階級	1,500,001~1,600,000円	13,100円
3階級	1,600,001~1,700,000円	16,100円
4階級	1,700,001~1,800,000円	19,100円
5階級	1,800,001~1,900,000円	22,200円
6階級	1,900,001~2,000,000円	25,300円
7階級	2,000,001~2,100,000円	30,300円
8階級	2,100,001~2,200,000円	35,400円
9階級	2,200,001~2,300,000円	40,500円
10階級	2,300,001~2,400,000円	45,600円
11階級	2,400,001~2,500,000円	50,600円
12階級	2,500,001~2,600,000円	57,700円
13階級	2,600,001円以上	62,400円

※2,600,001円以上の収入認定額の方は当施設においては全て13階級となります。

収入額	-	必要経費	=	収入認定額	収入額とは、財産収入、年金などです 必要経費とは医療費や租税などです。
-----	---	------	---	-------	--

利用料金 D（その他の雑費） 同意をいただきます。

水道・電気代（各居室ごとに個人ごと徴収）※同意をいただきます。	4,115円
理美容代	実費
特別行事参加費（敬老の日、クリスマス会など特別な行事にかかる費用）	実費
クラブ活動などに参加された場合の活動費	実費